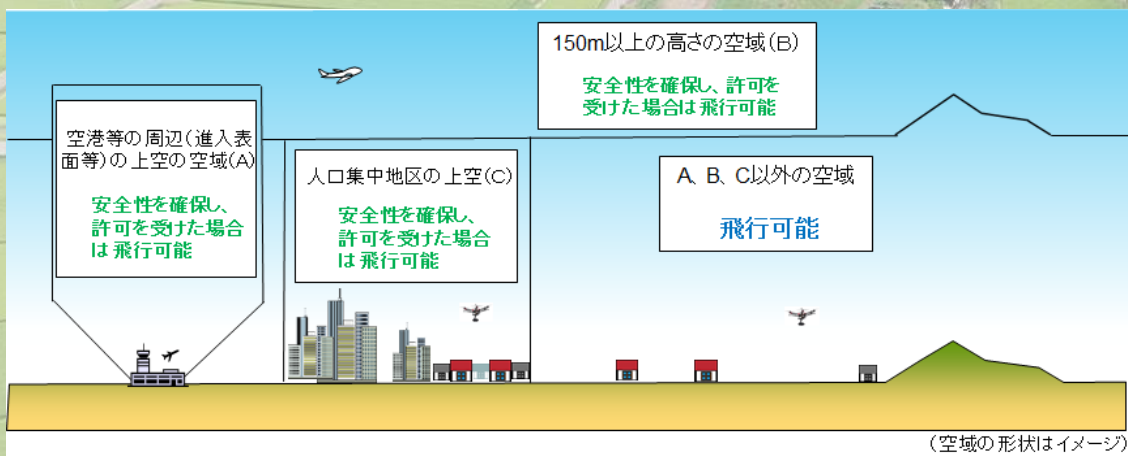


2015年9月に航空法の一部が改正され、無人航空機の飛行に関する基本的なルールが定められました。

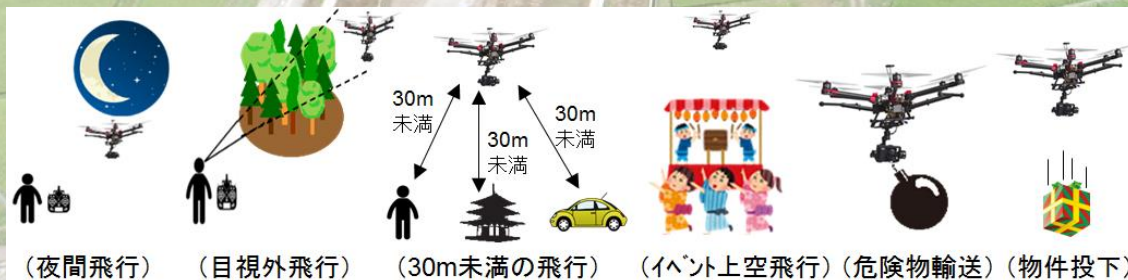
これに伴い、2015年12月10日より無人航空機を飛行させる際の飛行ルールが施行され、違反した場合は罰則規定が設けられる事になりました。

※航空法に定めるルールに違反した場合には、50万円以下の罰金が科されます。

無人航空機の飛行許可が必要となる空域



無人航空機の飛行承認が必要となる飛行の方法



※出典・参考：国土交通省 HP：無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール

無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン

安全飛行のルール

- 原則として空港等の周辺で飛行させない
- 空港等以外でも航空機に衝突する可能性のある場所で飛行させない
- 第三者の上空及び不特定多数の人が集まる場所の上空で飛行させない
- 高速道路や新幹線等の上空及びその周辺で飛行させない
- 鉄道車両や自動車等などとは常に30mの距離を保てるよう飛行する
- 高圧線、変電所、電波塔及び無線施設等の付近では適切な距離を保つ
- アルコール等を摂取した状態で飛行させない
- 飛行前に安全な飛行ができる状態であるか確認すること
 - ・安全に飛行できる気象条件か
 - ・機体に損傷や故障はないか
 - ・バッテリーの充電やGPSの受信状態
- 周辺に人や障害物のない十分な空間を確保する
- 飛行条件によっては補助員または監視員に周辺の状況を監視させる
- 定期的に機体の点検・整備を実施する
- 不測の事態を想定した操縦訓練を実施し、技量確保に努める
- 万が一の事故に備え、保険等に加入する
- 電波法等の法令を遵守すること
- 自治体及び土地所有者の飛行を禁止する旨の表示には従うこと
- 撮影した映像の公開は第三者のプライバシーに十分配慮すること



H.M.S. -AERIAL PHOTOGRAPHY-

HATAYA-KAIHATSU MULTICOPTER SERVICE